

PART 730
GENERAL INFORMATION
概要

Sec.		Page
730.1	これらの規則がカバーするもの	1
730.2	制定法の典拠	1
730.3	EARの対象となる“デュアルユース”及びその他の種類の品目	1
730.4	他の規制機関と省庁	1
730.5	輸出以外の適用範囲	1
730.6	規制目的	2
730.7	輸出許可要求事項と許可例外	2
730.8	どのように手続きを行い、どこで手助けを得るのか	2
730.9	産業安全保障局の組織	4
730.10	忠告情報	5
付則 1	事務処理削減法に基づく情報収集要求事項：OMB管理番号	
付則 2	技術諮問委員会	
付則 3	輸出規制の責務を有する他の米国政府省庁及び機関	

Part 730 (第730章) —概要**§ 730.1 これらの規則がカバーするもの**

本章において、輸出管理規則 (EAR) というときは、15 CFR chapter VII、subchapter Cをいう。

EARは、特定の輸出、再輸出及び行為の規制に関する法律に基づいて、米国商務省産業安全保障局 (BIS) により公布される。加えて、EARは、ある国によって米国の友好国に助長又は強要されるボイコットを助成したり支援する影響を及ぼす米国人による指定された行為を禁止する規制を定める反ボイコット法の条項を実装している。§ 730 付則 1では、1995年制定の事務処理削減法に従って、予算管理局により EAR のもとでの情報収集要件に割り当てられた管理番号を掲載している。

§ 730.2 制定法の典拠

EARは、主に1979年改正の輸出管理法 (50 U.S.C. app. 2401-2420 [米国法第50編付則第2401章から第2420章] (EAA) を施行することを目的としていた。その他に EAR の根拠となる多数の法律の典拠がある。これらは EAR を公布する官報の中に、及び連邦規則集 (CFR) の中の EAR の各章の初めに掲載されている。適宜、大統領は、EAR に関して、国際緊急経済権限法 (50 U.S.C. 1701-1706 [米国法第50編第1701章から第1706章] (IEEPA)) に基づいて権限を行使した。EAAは永久法ではなく、廃案となったとき、IEEPAに基づく大統領の行政命令 [大統領令] が、EAR の効力の継続を指示し、承認した。

§ 730.3 EAR の対象となる“デュアルユース”及びその他の種類の品目

用語“デュアルユース”は、EAR 対象品目の種類を記述するのにしばしば使用される。“デュアルユース”品目とは、民生用途に加えてテロリズム及び軍事又は大量破壊兵器 (WMD) 関連の用途を持つものである。§ 734.3において何が“EAR 対象”であるかの明確な説明があり、そこでは、EAR をデュアルユース品目のみを規制しているものとは限定していない。本質的に、EAR は、規制を必要とする品目のうち、輸出、再輸出又は移転 (国内における移転) に対して米国政府の他の機関により単独で規制されていないもの、その他 EAR § 734.3 (b) に基づいて EAR の対象であることから除外されていないものを規制する。従って、EAR 対象品目には、純粋に民生用としての品目、民生用途と、軍事、テロリズム又は潜在的な大量破壊兵器関連の用途の双方を持つ品目、並びに軍事用途のためにもっぱら使用されるが、ITAR (国際武器取引規則、22 CFR § 120 以降) のもとでは規制を必要としないものを含んでいる。

§ 730.4 他の規制機関と省庁

本章の § 730.3 にあげた省庁と機関に加えて、その他の省庁と機関が、特定のより狭い種別の輸出と再輸出を管轄している。これらには、財務省対外資産管理局 (OFAC) (輸出及び再輸出だけでなく輸入及び金融取引にも影響力を持つ特定の制裁対象国への規制を管轄している) が含まれる。便宜上、§ 730 付則 3 では、特定の種類の輸出及び再輸出に対して取締権限を持つ他の省庁と機関を明らかにしている。これは包括的なリストではなく、各機関によって管轄及び/又は執行される規制の種類を、要約した説明により、一般に示しているだけである。

§ 730.5 輸出以外の適用範囲

EAR の輸出規制条項の中心は、米国からの輸出に関わるものである。しかし、若干の条項が、用語“輸出”に広い意味を与え、米国外の取引、又は輸出以外の行為に適用していることを理解するであろう。

(a) 再輸出

米国から輸出された貨物、ソフトウェア及び技術は、通常、再輸出に対しても EAR の対象となる。しかし、多くのこのような再輸出は、輸出許可なしで多くの仕向地に行くことができ、あるいは、輸出許可要件から除外することができる。

(b) 外国製品

若干のケースにおいて、米国からの技術輸出の認可について、当該技術の直接製品である国外で生産された品目が、BIS の輸出認可なく特定の仕向地に輸出されないことの保証を必要とする。

(c) “輸出”の範囲

他の状況においてあなたが“輸出”と考えないかもしれない特定の行為が、EAR の対象となる輸出を構成

する。米国内の外国籍の者にデモンストレーションや口頭での説明のような手段を通して技術を提供することが、輸出とみなされる。EAR における輸出の他の例には、外国にある装置を米国で修理の後に元の国に返送すること、米国の外国貿易地域からの出荷、及び海外で受け取られることになる公知でないデータの電送を含む。

(d) 米国民の行為

大量破壊兵器の拡散を阻止するために、EAR は、世界中のどこにおいても“米国民”が、このような拡散に寄与する可能性がある外国原産の品目を輸出すること、又は役務若しくは支援を提供することに参加することを規制している。

§ 730.6 規制目的

EAR の輸出規制条項は、米国の国家安全保障、外交政策、大量破壊兵器の不拡散及びその他の国益に利することを目的としており、これらは多くの場合、国際的な義務又は協定を反映している。いくつかの規制は、米国の国益に反する用途に EAR 対象品目を利用する可能性がある国又は人による EAR 対象品目の入手を制限することを目的としている。

これらには大量破壊兵器拡散の抑止を意図とする規制、及び、特定国の軍事力及びテロリズムの支援能力の制限を意図とする規制を含んでいる。EAR に基づく多くの規制の効力は、多国間規制協定の一部として維持されることにより強化されている。多国間輸出規制の協力は、例えば、核供給国グループ、オーストラリア・グループ及びミサイル技術規制レジーム等の協定を通して求められている。EAR は、供給不足にある貨物の無制限の輸出による好ましくない影響から米国を守るための若干の輸出規制も含んでいる。

§ 730.7 輸出許可要求事項と許可例外

EAR の対象となる比較的少ない割合の輸出及び再輸出について、BIS に輸出許可を申請することを必要とする。多くの品目は、商務省規制品リスト (CCL) (EAR § 774.1 付則 1) にないか、もし CCL にあっても、限られた数の国だけに、輸出許可を必要とする。その他の取引であっても、EAR における 1 つ以上の許可例外の対象となる場合がある。このような場合には、BIS への申請は必要としない。

§ 730.8 どのように手続きを行い、どこで手助けを得るのか

(a) EAR はどのように構成されているのか

輸出管理規則 (EAR) は、論理的方法で構成されている。EAR を扱う際に、これらの規則の全体的な構成を知っていると役立つと理解するであろう。どのような規則であり、何を必要とするのかを決定するために、EAR の各章の標題と冒頭の節をチェックしなさい。

(1) EAR に基づくあなたの義務の決定についてどのように進めて行くのか？

EAR § 732 は、EAR に基づくあなたの義務を決定するためにたどることができる手順を提示している。あなたの取引が EAR の対象となるかどうか、そして対象の場合、許可例外が適用できるかどうか、或いは輸出許可の発行により認可されなければならないかを、あなたに示すことができるガイダンスを見出すであろう。

(2) あなたの品目又は行為は、本当に EAR の対象であるか？

EAR § 734 は、EAR の対象となる品目と行為を規定している。“EAR の対象となる品目”の定義には、限定されるものではないが、EAR § 774 の商務省規制品リストに掲げる品目を含んでいる。

(3) EAR に対象の場合、EAR は何を義務付けているのか？

EAR § 736 は、EAR に含まれるすべての禁止事項をリストしている。特定の禁止事項 (一般禁止事項 1 から 3) は CCL 上で示される品目に適用され、その他の禁止事項 (一般禁止事項 4 から 10) は特定の行為を禁止し、かつ、特に明記しない限り EAR のすべての対象品目に適用されることに注意しなさい。

(4) あなたの品目及び行為は輸出許可を必要とするか？

あなたが輸出許可申請書を提出する必要がある場合、BIS はどんな方針を適用するのか？EAR は、4 つの主要な方法で輸出許可要求事項を定めている：

(i) あなたの品目が CCL にリストされ、かつ、EAR § 738 のカントリーチャートが、その国に対して輸出許可が必要であることを示す場合、EAR はその国に対して輸出許可を要求するものとする。

実質的には、CCL に掲げるすべての輸出規制分類番号 (ECCN) は、EAR § 738 のカントリーチャートによってカバーされている。その章では、チャートに含まれない限られた数のエントリーを特定している。これらの ECCN は、輸出許可を必要とする具体的な国を記述するか、独立した節（例えば、EAR § 754 の供給不足物資又は EAR § 746 の禁輸）を指示する。輸出許可が必要な場合、CCL に掲げる品目に適用できる可能性がある許可例外を定めている EAR § 740 を調べなければならない。EAR § 742 は、あなたが提出する申請書を BIS が審査する際に適用する輸出許可方針を定めている。供給不足物資規制に関する EAR § 754 及び禁輸に関する § 746 は、適用できる許可例外と輸出許可方針を収載する独立した章である点に注意すること。

- (i) 輸出許可要求事項は、主に拡散理由のため、取引における最終用途又は最終顧客に基づく場合がある。EAR § 744 は、このような要求事項と関連する輸出許可方針を定めており、品目に対する制限と米国民の行為に対する制限の両方を含んでいる。
 - (ii) キューバのような禁止された仕向地に対しては、実質的にすべての輸出について許可が必要である。EAR § 746 は、このような仕向地に適用されるすべての輸出許可要求事項、輸出許可審査方針及び許可例外を定めている。あなたの取引がこれらの国のうちの 1 つに関わる場合、あなたは最初にこの章を見なければならない。この章は、国連制裁を履行するために EAR で維持される場合がある規制についても定めている。
 - (iv) それに加えて、EAR § 736.2(b)(9) と (10) に基づいて、違反が起ころうとしていることを知りながら若しくは違反することを知りながら取引に従事すること、又は EAR に基づく命令、条件及び制約に違反することができない。EAR § 764 は、輸出する権利を剥奪された人との禁止された取引、又は剥奪命令の条件又は制約に違反する行為を定めている。
- (5) 輸出許可申請書をどのように提出するのか、そして、一旦提出された申請書はどうなるのか？
複数の取引の認可を必要とする場合、どうなるのか？
EAR § 748 及び § 750 は、輸出許可の提出と処理に関する情報を規定している。申請書が拒絶された場合、EAR § 756 は上訴提出の規則を規定している。
- (6) 米国税関への積荷の通関手続きをどのように行うのか？
EAR § 758 は、輸出通関手続きのための要求事項を定めている。
- (7) 制限的取引慣行及びボイコットに対する規則はどこで見出せるのか？
EAR § 760 は、制限的取引慣行及びボイコットを扱っている。
- (8) 記録保管と執行規則はどこにあるのか？
EAR § 762 は記録保管要求事項を詳しく記述しており、EAR § 764 と § 766 は違反と執行手続きを扱っている。
- (9) 外国製同種製品の入手可能性はどのような効力があるのか？
EAR § 768 は、規制対象品目の外国製同種製品の入手可能性を決定するための規則を規定している。
- (10) EAR では、定義と解釈を規定しているか？
EAR § 770 では解釈を掲載しており、EAR § 772 では使用される定義をリストしている。

(b) EAR がこのように詳細に述べられる理由

一部の人は、EAR が非常に長文であることや専門用語の広範囲にわたる使用に畏縮するであろう。しかし、BIS は、そのような詳細さと正確さが一般の利益に役立つと考えている。CCL において技術的なパラメータを詳細に記載することにより、正確で客観的な基準を確立している。これは、大抵の場合、あなたが適切な規制ステータスを確認するのを可能にするはずである。大雑把で、より主観的な基準は、輸出者と再輸出者に、BIS 当局による解釈と判定に依存させるようになる。さらに、CCL での詳しい説明の多くは、多国間で採択されたリストに基づいており、そして、その詳細な記述は、国際的な規制実施の画一性と有効性の強化、及び“公平な競争の場”の促進に役立つものである。輸出許可と輸出通関手続きのような要素の詳細な提示により、1 個所で、直接関係のある要求事項に従うために知るべきことを見出すことが可能になる。特に重要なことは、遅滞なく取引を進められることを、速やかにかつ自信をもって決定できるように許可例外の基準を詳述することである。最後に、詳しい説明の一部は、抜け穴を避け、効果的な施行を可能にするために留意して EAR を立案する必要性から生じたものである。

(c) どこで助力を得るべきか

EAR の至るところで、様々な目的と様々な種類の情報について連絡できる担当部門の情報を見出すであろう。EAR を理解する上での手助けを含む一般的な情報、様式、電子サービス、出版物の入手方法についての情報、並びに BIS によって提供される教育訓練プログラムに関する情報は、次に掲げる場所において輸出者支援局から利用ができる：

アウトリーチ活動及び教育相談部

米国商務省 14th and Pennsylvania Avenue, N.W., Room H1099D Washington, D.C., 20230

Tel: (202) 482-4811

Fax: (202) 482-2927、及び

米国商務省 産業安全保障局 西部地方事務所、

2302 Martin St., Suite 330, Irvine, CA 92612,

Tel: (949) 660-0144

Fax: (949) 660-9347、及び

米国商務省 産業安全保障局 西部地方事務所 北カリフォルニア支局、

160 W. Santa Clara Street, Suite 725, San Jose, CA 95113

Tel: (408) 998-8805 又は (408) 998-8806

Fax: (408) 998-8677

§ 730.9 産業安全保障局の組織

産業安全保障局の局長は産業安全保障担当の事務次官である。事務次官は、産業安全保障担当の副事務次官、輸出管理担当の次官補、輸出執行担当の次官補、管理局長、議会公務局長、及び主任情報担当官の助力を受けている。事務次官の職務及び権限は、商務省組織令 10-16 で定められている。商務省の組織及び管理体制は、商務省のウェブサイトにあるマネジメント組織局のウェブページ <http://www.osec.doc.gov/omo/DMPHome.htm> より入手できる。社会に直接影響を及ぼす当局の主要機能は、輸出管理部門及び輸出執行部門の2つのユニットにより実行される：

(a) 輸出管理ユニットは、輸出管理担当次官補により率いられ、次官補は副次官補の助力を受けている。

その実質的な業務は、不拡散及び協定順守部、国家安全保障及び技術移転管理部、輸出者支援部、運営委員会、戦略的産業及び経済安全保障部、並びに技術評価部の6つのサブユニットによって実行される。運営委員会の機能は、EAR § 750.4(f)(1) で定められている。他のユニットの役割は、BIS のウェブサイト <http://www.bis.doc.gov/about/programoffices.htm> に記述されている。

(b) 輸出執行ユニットは、輸出施行担当次官補により率いられ、次官補は副次官補の助力を受けている。

その実質的な業務は、輸出執行部、執行分析部及び反ボイコット順守部の3つのサブユニットによって実行される。これらのユニットの役割は、BIS のウェブサイト <http://www.bis.doc.gov/about/programoffices.htm> に記述されている。

(c) また、BIS は、その業務において6つの技術諮問委員会の助力を受けている。技術諮問委員会の設立及び運営の手続き及び基準については、本章の付則2にある。各委員会の特定の役割、会議予定及び委員の選出については、BIS のウェブサイト <http://tac.bis.doc.gov/> より入手できる。

§ 730.10 忠告情報

本章における全般的な情報は、まさに総論であって、短時間に概要を伝えるような簡潔な表現を行うため、本章の情報は、抜粋的なもので、不完全であって、きちんとした正確さでは表現していない。後続の EAR の章並びに引用される又は適用できる他の法律又は規則の言い回しが優先される。本章の内容は、他の箇所での言い回しに変更を加えたり説明を行うように解釈すべきものではないし、いかなる方法においても BIS、

BIS の構成要素若しくは他の政府省庁又は機関の権限を限定するように解釈すべきものではない。あなたは、本章を読んで知ったことだけに基づいて、行動してはならない。

§ 730 付則 1 事務処理削減法に基づく情報収集要求事項 : OMB 管理番号

本付則は、1995 年改正の事務処理削減法に従って、予算管理局 (OMB) により、産業安全保障局の情報収集要件に割り当てられた管理番号をリストしている。本付則は、各機関の情報収集要件に対して OMB 長官により割り当てられた現行の管理番号を各機関が示すことを求めている事務処理削減法の § 3506(c) (1) (B) (i) の要求事項に従っている。

Collection number.....Title 収集番号.....標題	Reference in the EAR EAR 引用箇所
0694-0004.....外国製同種製品の入手可能性の手続きと基準	EAR § 768
0694-0009.....米国輸入証明書によりカバーされる貨物を含む 3 国間取引の承認	EAR § 748. 10(e)
0694-0012.....制限的取引慣行又はボイコットに関する要求の報告—単一又は複数取引,	EAR § 760 及び § 762. 2(b)
0694-0013.....コンピュータ及び関連装置 EAR § 748 付則 2	EAR § 774
0694-0016.....通関証明書	EAR § 748. 13 及び § 762. 2(b)
0694-0017.....国際輸入証明書	EAR § 748. 10
0694-0021.....最終荷受人・購入者ステートメント	EAR § 748. 11 及び § 762. 2(b)
0694-0026.....供給不足物資規則—石油製品	EAR § 754. 3
0694-0047.....技術説明書	EAR § 748 付則 2 (o) (2)
0694-0058.....自発的な自己開示の手続き	EAR § 762. 2(b) 及び § 764. 5
0694-0073.....高性能コンピュータの輸出規制	EAR § 748 付則 2 (c) (2) 及び § 762. 2(b)
0694-0088.....簡略化ネットワーク申請手続き+システム (SNAP+) 及び多目的輸出許可申請書	EAR § 746、§ 748、及び § 762. 2(b)
0694-0093.....輸入証明書及び最終需要者証明書	EAR § 748. 9、EAR § 748. 10、 § 762. 5(d)、§ 762. 6、§ 764. 2(g) (2)
0694-0096.....5 年間の記録保持期間	EAR § 760、§ 762. 6(a)
0694-0100.....技術諮問委員会の指定の要請	EAR § 730 付則 1
0694-0102.....米国農産物の供給不足物資からの輸出制限除外のための登録及びリサイクル可能な金属材料に対する監視又は規制を課すための請願書 ; 公聴会	EAR § 754. 6 及び § 754. 7
0694-0107.....国家防衛認定法 (NDAA)	EAR § 740. 7、§ 742. 12
0694-0117.....EAR の化学兵器禁止条約条項 (別表 1 事前届出及び報告並びに別表 3 最終用途証明書)	EAR § 745
0694-0122.....輸出許可に伴う責務及び執行	EAR § 744. 15(b) 及び § 748. 4 及び § 758
0694-0125.....BIS のセミナー評価	該当ナシ
0694-0126.....輸出許可証関連業務—輸出許可証の所有権の譲渡、副本の輸出許可証の要求	EAR § 750. 9
0694-0129.....イラクに対する輸出及び再輸出規制	EAR § 732. 3、§ 738、§ 744. 18、 § 746. 3(b) (1)、 § 747 、§ 750、 § 758、§ 762、§ 772、§ 774
0694-0132.....ボイコット違反に対する自発的な自己開示	EAR § 764. 8
0694-0134.....エンティティリスト [Entity List] 又は	EAR § 744. 15 及び § 744. 16

未証明者リスト[Unverified List]掲載団体
 に関して、このリストの削除又は変更の要求
 に対する手続き

0694-0137……………許可例外及び除外条項

§ 734. 4, § 734 付則 2、
 § 740. 3 (d)、§ 740. 4 (c)、
 § 740. 9 (a) (2) (viii) (B)、
 § 740. 9 (c)、~~§ 740. 13 (e)~~、
 § 740. 12 (b) (7)、§ 740. 17、
 § 740. 18、§ 740 付則 2、
 § 742. 15、§ 743. 1、§ 743. 3、
~~§ 754. 2~~、§ 754. 4、§ 762. 2 (b) 及び
 § 774 付則 1

0607-0152……………自動輸出システム (AES) プログラム

EAR § 740. 1 (d)、§ 740. 3 (a) (3)、
~~EAR § 754. 2 (h)~~、§ 754. 4 (c)、
 § 758. 1、§ 758. 2、並びに § 758. 3

§ 730 付則 2 技術諮問委員会

(a) 目的

本付則の目的は、技術諮問委員会の設立と運営に関する手続きと基準を定めることである。

(b) 技術諮問委員会

輸出規制の対象となっている或いは米国国家安全保障に対するその重要性により規制が考慮されている物品、材料又は補給品（技術、ソフトウェア及びその他の情報を含む）の製造者は、1979年改正の輸出管理法（EAA）の§ 5(h)の条項に基づき、以下の事項に関連する問題に関して、商務省及びその他のしるべき米国政府機関又は当局者に対し勧告及び助力を行なうための技術諮問委員会を設立することを商務長官に要求することができる；

技術的な事項；

生産技術の世界的な入手可能性及び実際の利用；

物品、材料又は補給品（技術、ソフトウェア又はその他の情報を含む）の明確に定義された分類に適用される輸出規制のレベルに影響する輸出許可手続き；並びに

米国が維持するすべての規制（その規制の提案された改訂案を含む）の対象となる輸出及び再輸出。米国の国家安全保障に対するその重要性により輸出規制の対象となっている物品、材料又は補給品（技術、ソフトウェア及びその他の情報を含む）の製造者が、彼らに代わって同業組合又はその他の代表者に TAC への指定のための書面による要請書の提出を望む場合、その要請書は本付則の (b) (4) 項に従って提出しなければならない。

(1) 要請書の様式と内容

TAC の指定のための各要請書は、書面で宅配便により以下に提出しなければならない：

輸出執行担当次官補

14th Street and Pennsylvania Ave., NW., Room 2099B, Washington, DC 20230.

要請書には以下の事項を含むこと：

- (i) 物品、材料又は補給品（技術及びソフトウェアを含む）の明確でまとまりのある分類による説明（できれば、該当する輸出規制分類番号を引用すること）；
- (ii) TAC の指定を要請する理由の説明；並びに
- (iii) 要請書が本付則の (b) (2) 項で定める基準に合致すると判断できる主張を裏付ける情報。

(2) TAC 設立要請書の審査

商務省は、TAC の設立のすべての要請書について、以下の基準に合致するかどうかを決定するために審査を行う：

- (i) 指定された物品、材料又は補給品（技術を含む）を製造している産業界の重要なセグメントがその委員会を要求していること；並びに
- (ii) そのような物品、材料又は補給品（技術及びソフトウェアを含む）の輸出規制目的における評価が、技術的事項、世界的な入手可能性並びに製品及びソフトウェア技術の現実の利用状況、又は輸出許可手続きを含む問題のため困難であること。

(3) 産業界の重要なセグメントによる要請書

産業界の重要なセグメントが TAC の指定を要求しているかどうかを裁定する際に、商務省は次の項目を考慮する：

- (i) 貨物、ソフトウェア及び技術の個々の分類のために TAC の設立を要請している人々又は企業の数（当該品目の米国の製造業者総数に対する数）；並びに
- (ii) その分類中の各品目の上述の人々又は企業による年間生産量（米国の総生産に対する生産量）。通常、本付則でいうところの産業界の重要なセグメントは、以下で構成される：
 - (A) 関係する品目の米国の製造業の総数の 30 パーセント未満でないこと；又は
 - (B) 関係する品目の米国の製造業者が 3 社以上であって、その関係する品目の合計生産量が、米国の年間総生産量（ドル価額）の 30 パーセント未満でないこと；又は
 - (C) 関係する品目の米国の製造業者の年間生産量の合計が米国の年間総生産量（ドル価額）の 20 パーセント以上である場合、当該製造業者の総数が 20 パーセント未満でないこと。

(iii) 商務省が輸出規制の目的において評価が困難と裁定した品目の特定の分類に関して、関連する産業界の重要なセグメントが、TAC の設立を要請していると決定された場合、BIS は要請された TAC の設立及び運用を行う。

(4) 事業者団体又はその他の代表者からの要請

TAC の設立のための米国の製造業者の事業者団体又はその他の代表者からの要請は、本付則の (b) (1) から (3) 項の条項に従わなければならない。それに加えて、本付則の (b) (3) 項で定める基準に合致しているか否かの裁定に際し BIS に助力するため、TAC 設立の要請書を提出する事業者団体又はその他の代表者は、次に掲げる情報を含めなければならない：

(i) 特定の産業における企業の総数；

(ii) 産業界における企業のうち、この事柄において、その企業のために行動する権限を事業者団体又はその他の代表者に与えている企業の総数；

(iii) 産業界における企業のうち、その企業のために行動する権限を事業者団体又はその他の代表者に与えている企業により製造された関係する品目のドル価額による米国の年間総生産の概算量；並びに

(iv) これらの製造業者のために行動する権限が得られた手段についての説明。

(5) TAC メンバーの指名

TAC の設立が正当化されると商務省が決定した場合、商務省は、その品目の製造業者の中から及び適切な資格のある候補者を推薦できる他の関係筋より委員会メンバーの指名を要請する。

(6) 委員会の産業界メンバーの選任

TAC の産業界メンバーは、委員会の業務について候補者の有能性を示した候補者のリストから商務省によって選ばれる。商務省は可能な範囲において、企業の規模、地理的分布及び製品ラインのような要素を考慮に入れて、関係する産業界のすべての重要な側面を代表するようにバランスをとって委員を選任する。産業界のどの代表者も、連続して 4 年を超えて TAC に服務しないものとする。4 回連続で会議を欠席したメンバーの会員資格は終了させられる。

(7) 政府メンバー

TAC の政府メンバーは、関係する内容に関心を持つ機関から、商務省により選ばれる。

(8) 委員への就任の招請

TAC への就任の招請は、選任された候補者に手紙で送られる。

(9) 委員長を選任

各 TAC の委員長は、委員会に出席し投票するメンバーの過半数の投票によって選任されるものとする。

(c) 設立許可証

(1) 本付則に従って設立されるどの TAC も、諮問委員会の設立許可証が商務省の輸出管理担当次官補、並びに、商務省に対して立法上の司法権を持っている上院及び下院の常任委員会に提出されるまでは、開催したり活動を行ってはならない。この設立許可証には、以下の情報を含まなければならない：

(i) 委員会の公式名称；

(ii) 委員会の目的と活動範囲；

(iii) 委員会が、その目的を実行するのに必要な期間；

(iv) 委員会が報告を行なう機関又は当局；

(v) 委員会のために必要な援助を提供することに責任を負う機関；

(vi) 委員会が責任を負う任務の説明、及び、そのような任務が単に助言だけではない場合、その職務権限の詳述；

(vii) その委員会の年間の運営経費の見積額（ドル）及び年数；

(viii) 委員会の予定回数と頻度；

(ix) 委員会の設立日から 2 年未満の場合、委員会の終了日；並びに

(x) 設立許可証の提出日。

(d) 会議

(1) EAA の条項と本付則の (b) 項に基づいて設立される各 TAC は、委員長が委員会の他のメンバーとの協議において特別な会議が必要でないことを明確に決定しない限り、委員長の召集に応じて少なくとも

3 か月に 1 回開催される。

- (2) 委員長の召集以外では、TAC を開催することはできない。
- (3) TAC の各会議は、指名された連邦政府の職員により承認される議事日程に従って運営される。
- (4) 指名された連邦政府の職員が不在の場合、TAC は会議を行わないものとする（当該連邦政府職員は、休会が公共の利益になると決定した時はいつでも、諮問委員会の会議を休会する権限が与えられるものとする）。

(e) 公示

TAC の各会議の公示は、その会議の 20 日以上前に出され、官報で公示される。公示には、会議の時間と場所及び議題を含む。

(f) 一般の人の出席と参加

- (1) 委員会への出席及び参加を望む一般の人は、委員会の会議の前後に TAC に書面による申立てを提出することができる。
- (2) TAC の会議の議題の内容に関連した口頭での申立てを行う機会についての要求は、会議で利用できる時間が許す範囲において容認される。委員会は、このような人々に対し、事前の参加承認を得ることを要求する手続きを制定することができる。
- (3) TAC の会議への出席者は一般に公開される（ただし、連邦政府諮問委員会法の § 10(d) に従って、会議のすべて又は一部を、一般の人に非公開とする必要があることを決定した場合を除く）。TAC の会議のすべての又は特定の部分が米国法典第 5 編の § 552(b) で定める内容に関係する場合、会議又はその一部を一般の人に非公開とする決定を行なうことができる。
- (4) 公開の TAC 会議への一般メンバーの参加、又は委員会メンバー若しくはその他の参加者への質問は、委員会により制定される手続きに従わない限り許されないものとする。
- (5) 出席を望む一般のすべてのメンバーの便宜をはかるための努力が払われる。

(g) 議事録

- (1) 各 TAC の各会議の詳細な議事録は保有され、議事録には出席者の記録、並びに討議内容及び到達された結論の完全で正確な記述、及び TAC によって受領、発行又は承認されたすべての報告書のコピーを含む。
- (2) すべての議事録の正確さは、TAC 委員長によって証明される。

(h) 記録

- (1) 米国法典第 5 編の § 552 及び商務省行政指令 205-12、商務省により発行された“公開情報”及び“公開情報”規則（15 CFR 第 4 章の副題 A に掲載されている）に従って、各 TAC のために或いは各 TAC によって利用できるようにされた又は作成された記録、報告書、筆記録、議事録、付録、作業書類、草案、研究論文、アジェンダ又はその他の書類は、一般の人の閲覧及びコピーのために利用される。
- (2) 各 TAC は、米国法典第 5 編の § 552(b) の方針に沿って、委員、役割、活動及び、一般の人に有益な関連事項を記述した報告書を 1 年に一度作成する。
- (3) (i) 記録の要求は、以下に提出しなければならない：
産業安全保障局
Freedom of Information (情報公開請求権)
Records Inspection Facility (記録閲覧施設)
米国商務省 Room 4513 Washington, DC 20230 Telephone (202) 482-2593
- (ii) 記録閲覧施設の利用に関する規則は、15 CFR 第 4 章の副題 A に掲載されるか、この施設から入手することができる。

(i) 報酬

商務省が適切であるとみなす場合、TAC の会員には旅費、日当、及び、会員の任務に関連して生じるその他の必要経費を払い戻しすることができる。

(j) 諮問委員会の役割の範囲

すべての TAC は、その設立許可証に記述される役割に限定される

(k) 委員会の継続期間

各 TAC は、委員会設立より 2 年後、又は、直近の延長の有効日から 2 年後のいずれか遅い時点で終了する。委員会は、諮問委員会の終了日前に、商務省の権限を有する担当官によってとられるしかるべき措置によって、連続して 2 年間だけ延長することができる。TAC は、委員会との協議後にのみ延長又は終了することができる。

(l) 雑則

- (1) 本付則 の (b) 項に従って設立された TAC は、連邦政府諮問委員会法（公法 92-463）、管理予算局配布文書 A-63（1974 年 3 月の改訂版）“諮問委員会の運営”、商務省行政指令 205-12 “公開情報”、EAA の適用条項、及び諮問委員会の設立又は運営に影響を及ぼすその他の適用される商務省の規則又は手続きの条項に従わなければならない。
- (2) 本付則の (b) 項で定める TAC の便宜が利用できないか実行不可能な輸出規制問題に関して、産業界の個々のセグメントの助言または助力を、商務省が必要とする時はいつでも、連邦政府諮問委員会法の第 9 節の条項に従って、諮問委員会を設立することができる。このような委員会は、連邦政府諮問委員会法、OMB 配布文書 A-63（1974 年 3 月の改訂版）“諮問委員会の運営”、商務省行政指令 205-12 “公開情報”、及び諮問委員会の設立又は運営に影響を及ぼすその他の適用される商務省の規則又は手続きの要求事項の対象となる。
- (3) 本付則の条項におけるどの条文も、商務省と輸出規制問題を議論する人若しくは企業の権利、又は輸出規制問題に関する助言又は情報を提供する人若しくは企業の権利を、いかなる方法においても制限するために解釈してはならない。同様に、これらの条項におけるどの条文も、輸出規制問題に関連する人又は企業に意見を聞く際に商務省を制限するために解釈してはならない。

§ 730 付則 3 輸出規制の責務を有する他の米国政府省庁及び機関

注：星印で識別される省庁及び機関は、外交政策又は国家安全保障理由のために輸出を規制し、そして、ある場合には、このような規制は EAR で定める規制と重複する可能性がある（EAR § 734 を参照）。

防衛役務及び防衛物品

* 国務省

防衛取引管理部

Tel: (202) 663-2700

Fax: (202) 261-8695

Internet: <http://www.pmdtcc.state.gov/index.html>

22 CFR § 120 から § 130

薬品、化学製品及び前駆物質

化学物質：

麻薬取締局、流用管理部、輸入輸出ユニット

Tel. (202) 307-4916

Fax: (202) 307-4702

Internet: http://www.deadiversion.usdoj.gov/imp_exp/index.html

21 CFR § 1311 から § 1313

規制薬物：

麻薬取締局、流用管理部、輸入輸出ユニット

Tel. (202) 307-7182 又は (202) 307-7181

Fax: (202) 307-7503

Internet: http://www.deadiversion.usdoj.gov/imp_exp/index.html

21 CFR 1311 から 1313

薬品及び生物製剤：

食品医薬品局

輸入／輸出

Tel. (301) 594-3150

Fax: (301) 594-0165

21 U. S. C 301 以降

許可された研究医薬品：

食品医薬品局

国際情勢

Tel. (301) 443-4480

Fax: (301) 443-0235

21 CFR 312.1106

魚類と野生生物規制：絶滅の危機にある種

内務省

管理庁主局

Tel. (703) 358-2093

Fax: (703) 358-2280

50 CFR 17.21、17.22、17.31、17.32

対外資産及び取引管理

* 財務省

海外資産管理局、輸出許可

Tel. (202) 622-2480

Fax: (202) 622-1657

31 CFR § 500 から § 590

医療機器

食品医薬品局

適合審査部

Tel. (301) 594-4699

Fax: (301) 594-4715

21 U. S. C. 301 以降

天然ガス及び電力

エネルギー省

燃料計画局

Tel. (202) 586-9482

Fax: (202) 586-6050

10 CFR 205.300 から 205.379 及び 590

核物質及び装置

* 原子力規制委員会

国際計画局

Tel. (301) 415-2344

Fax: (301) 415-2395

10 CFR § 110

核関連技術；核兵器／特別核物質に関する技術資料

* エネルギー省

輸出規制政策協力局 (NA-24)

Tel. (202) 586-2331

Fax: (202) 586-1348

10 CFR § 810

海運業者

連邦海事委員会

貨物輸送運送業者局

Tel. (202) 523-5843

Fax: (202) 523-5830

46 CFR § 510

海外に送られる特許出願データ

* 商務省

登録商標特許局

許可審査室

Tel. (703) 308-1722

Fax: (703) 305-3603、3604

37 CFR § 5

米国旗を揚げた又は米国で造船された 1,000 総トン以上の船舶

米国海海事局 船舶移転処分部

Tel. (202) 366-5821

Fax: (202) 366-3889

46 CFR § 221